

意見書及び公聴会における主な反対意見の要旨と当該意見に対する事業認定庁の見解

○意見書の提出総数・・・7通

○公聴会における公述人の公述・・・公述人6組（起業者を含む。）

【一般国道468号新設工事（有料道路名「首都圏中央連絡自動車道」新設工事）】

		意見書及び公述の要旨	認定庁の見解
事業計画	①	圏央道は綾瀬川活断層を高架で横断するが、東日本大震災の後、安全基準の見直しは行われず、断層の横ずれ対策もない。	本件圏央道の高架橋について、起業者は、過去の大規模地震により得られた技術的知見等を踏まえ道路橋の設計基準を定めている道路橋示方書（以下「示方書」という。平成24年2月に改訂）に基づき、内陸直下型地震等に対し必要な耐震性能を満足する設計としている。 また、起業者は、示方書に基づき、地震により液状化が生じる可能性がある土層がある場合、当該土層の液状化を考慮した設計としている。
	②	圏央道と上越新幹線が交差する地域は過去の地震で液状化しているが、液状化対策の検討が行われていない。	
環境	①	起業者は、オオタカの営巣地周辺で地権者が行った樹木の伐採について通報があったのに、工事を避けるべき繁殖時期と知りつつ伐採を止める指導をしていない。 これでは保護対策をしているとは言えず、現実には営巣が確認されなかったのに、影響が小さいと評価するのであれば、起業者としての資格を欠く。	埼玉圏央道オオタカ等保護対策会議（以下「保護対策会議」という。）においては、この樹木伐採によりオオタカが繁殖しなかった可能性があるとの見解が示されており、起業者は、営巣地周辺の地権者に対して売却用地の引渡前に樹木を伐採する際には繁殖期を避けるよう配慮を求めるとし、再発防止を図っている。 また、起業者は、その他の営巣地を含め、オオタカのモニタリング調査を継続するとともに、保護対策会議において専門家から指導助言を受けながら、引き続き保護対策を進めていくこととしている。
	②	シラコバトに関し、「失われる面積（生息地）は周辺と同様な生息環境のうちわずかであり、・・・影響は小さい」とあるが、いい加減な表現であり、失われる割合と程度についても触れていない。	事業計画書におけるシラコバトに関する記述は、埼玉県知事による環境影響評価（平成8年）に基づくものであり、シラコバトについては、現地調査により生息・繁殖状況を確認しているが、計画路線沿線で営巣が確認されておらず、周辺には農耕地等の同様の生息環境が多く存在していることなどから、影響は少ないと評価されている。
	③	埼玉県は、「田園都市産業ゾーン基本方針」により、圏央道のインターチェンジから概ね5キロの範囲で産業基盤作りをすすめているが、このことが圏央道の環境アセスメントに反映されていない。	本件事業に関する環境影響評価（平成8年）の後に埼玉県が策定した田園都市産業ゾーン基本方針（平成18年）に基づく産業団地等の開発事業については、本件事業とは別の事業であり、その環境影響評価については、必要とされる場合に別途実施すべきものと考えられる。
	④	圏央道の直近にある桶川市の天然記念物シイガシは、樹勢が衰えており、環境影響評価を適切に行うべきである。 シイガシの保全に必要な行政の支援体制が整っておらず、緊急に使える全額補助の資金を設けていただきたい。	本件事業によるシイガシへの影響について、埼玉県知事による環境影響評価（平成8年）においては、根の切断、構造物による日陰といった影響はほとんどないとしている。 また、起業者は、平成21年にシイガシの樹木診断調査を実施し、調査結果等を所有者に報告している。なお、起業者が確認したところ、桶川市においてはシイガシの保全に係る補助金を平成24年度予算で措置している。
	⑤	近隣の工場が騒音等の基準を守っていない。更に圏央道が新たな騒音源となるので対策が必要である。	近隣工場の騒音等が、既に騒音規制法等が定める規制基準を超えているのであれば、当該工場及びその是正を行う立場にある自治体において適切な対策がとられるべきものと考えられる。 また、本件圏央道による騒音については、環境基準を満足するよう、起業者は必要に応じ遮音壁を設置することとしている。

	意見書及び公述の要旨	認定庁の見解
手続周知等	① 土地収用開始の説明会の開催について、起業者は自治体のホームページや広報に掲載してもらうなど、丁寧に周知すべきである。	起業者は、事業認定申請前に行った事業説明会の開催に当たり、土地収用法及び同法施行規則（以下「法令」という。）に規定された新聞公告や地権者への通知のほか、記者発表を行い、ホームページに掲載するなどしている。なお、法令に規定された以外の周知措置の実施及びその方法については起業者の判断によるものであると考えられる。
	② 事業認定申請が行われたことや、公告・縦覧、意見書の提出、公聴会の申出といった手続について、地権者に対する起業者からの直接の告知もなく、一般の広報手段でも知ることができなかった。	起業者は、本件事業認定申請時に記者発表を行い、ホームページにも掲載しており、その後、桶川市及び北本市において本件事業認定申請に係る公告・縦覧が行われている。また、起業者が申請前に行った事業説明会においては、事業概要とともに事業認定申請後の諸手続についても説明が行われている。事業認定庁のホームページにおいても、本件事業認定申請があったことのほか、公告・縦覧、意見書提出、公聴会開催請求等の事業認定申請に伴う諸手続をまとめた資料も掲載し、その周知を図っている。
	③ 公聴会は手続を進めるための既成事実を作るためのものとするべきでない。また、公聴会の開催が周辺住民に周知されていない。	本件事業認定申請に係る公聴会は、事業認定庁が勘案すべき情報を収集するために2日の日程で開催しており、起業者を含む6組の公述人により公述及び質疑応答が行われている。事業認定庁では、公聴会の開催に当たり、法令に規定された新聞公告とあわせ、開催案内をホームページに掲載し、その周知を図っている。
	④ 事業内容、道路構造、地域住民や環境への影響等について周辺住民等に対する説明が不十分である。	本件事業の都市計画決定に当たり、平成6年に都市計画決定権者である埼玉県主催により、起業者も参加し、桶川市、北本市等において、本件事業に係る都市計画案及び環境影響評価準備書についての地元説明会が開催されている。それ以降も起業者は、本件事業を進めるに当たり、測量・地質調査、設計・用地説明、工事開始の各段階において、地域住民に対する説明会を開催するなどしている。
起業者の姿勢等	① 地権者との任意の用地交渉の途中にもかかわらず、土地収用手続に入るのは強引かつ拙速である。また、未売却の地権者の人権を損ない、差別することになる。	事業認定申請及びその時期については、起業者が事業の進捗状況等を踏まえ判断するものであり、事業認定庁は、起業者からの申請を受け、土地収用法第20条各号の要件を満たしているかどうかを審査し、事業認定の可否を判断している。また、事業認定は土地収用を必要とする事業の公益性等を判断する手続であり、これにより任意の用地交渉ができなくなるわけではない。
	② 土地収用を前提に事業認定申請をしているのに、今後も地権者と任意の用地交渉を行って協力を得るとする起業者の主張には矛盾がある。	
	③ 協議が成立しない原因の多くは起業者の怠慢であり、その対応、言動、態度、資質に問題がある。	土地所有者等の理解を得ながら用地交渉を進めることは重要であり、起業者は今後も任意協議を継続するとしている。
	④ 地権者の依頼や要望に起業者が対応していない状況であるのに、土地収用の説明会の案内をされた。	
	⑤ 起業者は、任意の用地取得における自らの落ち度を土地収用で補おうとしている。	